

第3節

北富士演習場入会地使用協定の締結

(昭和63年3月31日)

…Outline…

北富士演習場一帯は、従来から地元住民が生活のため入会地として自由に立ち入り林野雑産物等を採取する慣習があり、昭和20年以降の米軍による接収の時代においても、米軍は演習に支障のない限りにおいてこれらの採取を認めていた。しかし、昭和25年に勃発した朝鮮戦争を背景として同演習場への立入りが厳しく制限され、これらの採取ができなくなったことなどに端を発し、地元住民による北富士演習場の使用に対する反対運動は熾烈を極め、国有地における入会権の存在の有無について政府と地元住民の見解は食い違い続けた。

しかし、長年にわたる防衛施設庁をはじめとする国側と地元関係者との話し合いが継続された結果、昭和63年3月31日、防衛施設庁長官と「富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合（恩賜林組合長）」との間で、「北富士演習場内国有地入会地の使用に関する協定」が締結され、同協定第3条において「入会地（演習場内国有地）に地元関係入会住民が旧来から有する入会慣習を確認し、これを将来にわたって尊重する」旨が明記されたことにより、長年にわたった反対運動は収束することとなった。

● 背景

北富士演習場が所在する富士北麓一帯の原野は、往古から地元住民が入会地として自由に立ち入り、地元の農民が農業経営上の必要から野草、粗朶、葉草等林野雑産物を採取していた。

これは、昭和11年以降の旧陸軍の演習場の時代や、昭和20年以降の米軍の接収下においても、演習に支障のない限りにおいて、旧陸軍や米軍から引き続き認められていたものであった。

しかしながら、昭和25年の朝鮮戦争の勃発により同演習場の使用が激しくなると、同演習場を管理する米軍によって地元住民の同演習場内への立入りが厳しく制限されたことから、地元住民の生業に重大な支障が生ずることとなり、地元からは立入制限の緩和と立入制限に伴う損失補償の実施が強く陳情されることとなった。

これに対して、調達庁は、周辺農民に対し、昭和28年、林野雑産物の採取阻害に起因

する損失補償を実施した。

● 在沖海兵隊の使用と北富士演習場の使用転換

昭和35年7月11日、忍草区長等地元民の代表20名は、調達庁及び外務省に対し、在沖米海兵隊が北富士演習場において訓練を実施することに対してその中止を申し入れた。

調達庁はこの申入れに対し、同年8月1日、忍草区長に対して、これが土地建物等賃貸借契約に違反しない旨回答したところ、忍草区はこの回答を不満として、北富士演習場の米軍からの返還を要求し、常時同演習場内に立ち入ると通告して、同演習場内において座込みを開始した。

江崎防衛庁長官は、この事態を重視し、同月9日、防衛庁において天野忍草区顧問と会談し、同日忍草区長から提出された要望書に対し、「北富士演習場の早期返還に努力するとともに、入会慣習を十分尊重する」旨回答したことから事態は収拾し、12日間にわたる座込みは一応終結した。

この忍草区民の演習場内座込みによる演習阻止事件は世間の耳目を集め、北富士演習場に係る問題は、我が国の重要な基地問題の一つとして広く認識されるようになった。

その後も北富士演習場をめぐるのは、林野雑産物補償等に対する不満等から、地元入会組合は、度々同演習場内へ立ち入ることを繰り返すなど、情勢は混乱を続けた。

これに対し、政府は同演習場を常に安定的に使用し得るようにするため、昭和36年8月22日、「基地問題等閣僚懇談会」の了解により、同演習場を自衛隊が管理する施設とし、米軍に対しては日米地位協定第2条4(b)の適用のある施設・区域として使用させる（使用転換）との方針を決定した。



演習場内に設置された闘争小屋（提供：共同通信社）



北富士演習場反対闘争の様相

● 使用転換をめぐる地元の動向

この政府方針を受け、富士吉田市ほか関係市村長、入会組合、地主代表、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合（恩賜林組合）関係者は、昭和36年9月8日、「北富士演習場対策協議会」を結成した（忍草、新屋両入会組合は、この協議会の結成は私権の行使の妨害であるとして不参加）。

特に、忍草入会組合は、「基地問題等閣僚懇談会」が了解した方針を不満とし、組合員を同演習場の着弾地に座り込ませるなど闘争を続けた。

藤枝防衛庁長官は、この事態を打開するため、同月12日、忍草区長に対し、「入会慣習を尊重する」などを内容とする覚書を手交し、事態を収拾した。

これに対し、山梨県、富士吉田市、中野村及び恩賜林組合の各代表者は、この覚書の手交を同県を本問題に関する地元の窓口とする旨の同懇談会の了解事項を政府自らが踏みにじるものとして、同月13日、藤枝防衛庁長官に対して抗議した。

これを受け、藤枝防衛庁長官は天野山梨県知事に対し、同月17日、「入会慣習の尊重」ほか5項目を内容とする文書を手交し、同県、富士吉田市及び中野村の了承を得て、事態を収拾した。

● 「入会慣習」に関する政府と地元の見解の相違

このように、北富士演習場の使用転換のための地元との調整が未了であったにもかかわらず、陸上自衛隊は、米軍の管理権の範囲内による承認があったとして昭和39年10月から昭和41年2月まで北富士演習場を使用した。

これに対して、北富士演習場の権利者等地元関係者は一斉に反発し、一切の演習の中止を国に申し入れるなど、同演習場をめぐる状況は混乱した。

北富士演習場林野関係権利者協議会（権利者協議会）は、この陸上自衛隊の北富士演習場の使用に関し、昭和41年2月12日、「紛争解決については、地元住民の入会慣習阻害の補償の取扱いについて「権利とは、社会通念上権利と認められる程度まで成熟した慣習上の利益を含むものとする」という趣旨の『公共用地の取得に伴う損失補償基準要項』第2条第5項の適用を了承するまで覚書の締結に応じない」旨決議し、国の回答を求めた。

これに対し防衛施設庁は「東、北富士演習場の使用転換と公共用地（建設省見解）の取得に伴う損失補償基準要綱について」（昭和40年10月16日）を示し、「入会慣行制限による補償は、権利として扱われるものでない」旨を明確に回答した。

権利者協議会は、昭和41年4月5日、「防衛施設庁の回答は江崎防衛庁長官の公約と藤枝防衛庁長官の覚書の主旨を踏みにじるものである。演習を阻止する」旨の通告書を防衛施設庁長官に送付し、使用転換反対を求めて、同演習場内への強行立入、同演習場内において座込みや度重なる闘争小屋の設置を行う等事態は急速に悪化した。

また、防衛施設庁が学者による調査に基づき作成した、補償適正化のための算定方式が従来の補償内容を大幅に変更するものであったことから、地元住民がこれに対しても反対を表明する等の事態となった。

このような事態が続く中、富士吉田市は、昭和44年1月22日に、山中湖村は同月25日に、それぞれ「補償対象者は旧来の慣習を有するものであること。個人補償であること。算定方式を再検討すべきであること。」などを防衛施設庁に照会し、これに対して同庁長官はこれらを確認する旨の回答をしたことから、同演習場内での両市村の関係者による座込みは中止され、同演習場をめぐる地元情勢も徐々に平静に向かうこととなった。

● 入会権存否に係る政府見解の変更

政府は、北富士演習場内の国有地における入会権の存否を確認する国会からの求めに応じて、昭和47年8月22日、政府統一見解を発表し、「演習場内の国有地には大正4年3月16日の大審院判決等（官民有区分で国有となった土地には入会権は存在しない旨）により、入会権は存在しない」旨表明していた。

しかしながら、その後、昭和48年3月13日の最高裁判決による判例の変更（国有地にも入会権が存在し得る旨判示したいわゆる「屏風山判決」）の主旨にかんがみ、同年4月17日、「北富士演習場内の国有地は一切の権利が付着しない完全な所有権を国が買収したものであるから、入会権は存在しない」旨の政府統一見解を改めて発表し、これを同年6月28日に閣議了解した。

● 入会地使用協定の締結

その後、昭和53年4月10日、金丸防衛庁長官と恩賜林組合長は「北富士演習場内国有地に地元関係入会住民が旧来から有する入会慣習を確認し、将来にわたって尊重するとともに、向こう1年以内に入会協定を締結する。」旨を確認した。

また、昭和54年4月10日、山下防衛庁長官と、恩賜林組合長との間で、「地元から提案のあった入会協定案について検討の上、可及的速やかに入会協定を締結するとともに、早期締結のため協議機関を設置する」旨を確認し、これに基づき、昭和55年6月25日、この協議機関として「入会協定起草委員会」が設置され、同委員会における審議の促進を図るため、昭和59年1月31日、同委員会に専門部会が設置された。

このような体制により入会協定案に係る審議が重ねられた結果、昭和63年3月22日の第12回入会協定起草委員会において合意に達し、同月31日、防衛施設庁長官（甲）、恩賜林組合長（乙）の間で「北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定」が締結された。

この協定の第3条では北富士演習場における「入会慣習」に関して、「甲は入会地（演習場内国有地）に地元関係入会住民が旧来から有する入会慣習を確認し、これを将来にわ

たって尊重する」旨明記されている。

キーパーソンの証言
14

北富士演習場内国有入会地の使用に関する 協定締結の経緯

山中湖村旧三村入会組合連合会会長
(当時：同職)

高村 不二義氏



富士北麓旧11ヶ村住民の祖先がこの地域に住みつき、積雪の多い寒冷地において一毛作の収穫すら満足にできない荒蕪地を開拓し、あらゆる苦難に耐えながら、農耕を生業とする傍ら、林野雑産物の採取いわゆる山稼ぎなどの入会行為、機織業、駄賃稼ぎ等によって辛うじて生計を立ててきたという労苦の程は到底筆舌に尽くせるものではない。

そのような歴史を背負いながら、私たちは、富士北麓山野に祖先が残してくれた入会権益を後世に伝承するためには、戦後米軍に接収された北富士演習場内国有入会地の管理権を米軍から日本国に返還させ、引続き自衛隊が使用することが、時宜に適した現実的な方途であるとの判断をしたのであった。昭和46年3月25日、忸怩たる思いを残しながらも、私は山中湖村議会議長として、村議会に使用転換の同意について提案をなさせ、議員全員の賛成を得て議決するようまとめあげた。

その提案理由は次のとおりであった。

「北富士演習場が存在する富士北麓一帯は我が国の代表的観光地であり、近年、中央、東名高速道路の開通に伴い開発は急速に進み、就中本村は所謂富士箱根伊豆国立公園の中核的な拠点として発展しつつあり、北富士演習場はこれを全面返還し平和的に活用することが理想であり、村民等しく希求するところである。しかしながら、政府は我が国の平和と安全を維持し国民の生命財産を守るための国力国情に応じて自衛力を整備し、その足らざるところは日米安全保障条約により、共同防衛体制を堅持する方針であり、そのためにも北富士演習場は自衛隊及び米軍にとって重要な施設区域であることは論を俟たないところである。

故に政府は北富士演習場に係る諸事案を解決し常に安定した状態において使用したい考えであり、このことは、昭和36年8月の基地問題等閣僚懇談会了解以来一貫した方針であって、これが実現に努力してきたのであるが、今日までの10年の長期にわたり国と地元関係者の間では林雑補償の配分と入会論争に明け暮れし、演習場問題の処理は何等

進展することなく唯徒らに日時を空費したのである。(中間省略)

よって我々はここに村民の総意を代表し決議書のとおり条件を付して、北富士演習場を米軍から日本国に返還せしめ、引続き自衛隊の演習場として使用することを認めるものとする。」

私のこの時の祖先に対する忸怩たる思いは、北富士演習場内の国有入会地についての旧来からの入会権益を認めさせることをテーマとしたいわゆる「入会協定」を国と締結しなければならないという強い信念に変化していった。

昭和48年に行政協定である使用協定が先行して締結され、入会協定については、地元の富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合(一般に言う恩賜林組合)の組合長と防衛庁長官との間で、国と地元間に入会協定に関する協議機関を設置し、可及的速やかに入会協定を締結することが確約された。これにより、国及び地元間で入会協定起草委員会を設置する合意が整ったが、双方委員は、入会協定起草委員会規約の制定、及び地元が提出した入会協定案の逐条審議の過程で、それぞれの立場において激しい議論を交わすこととなり、協定案の審議は遅々として進まなかったのである。

地元提出の協定案の内容が国側にとって不利と思われる条文については、その箇所を変更するのに1ヶ年の歳月を要したことも度々であった。

例えば、入会協定地元案の第3条の「乙(防衛庁長官)は前条の入会地が甲(恩賜林組合長)の関係旧11ヶ村入会住民の共同で利用する入会地であり、甲の入会住民が旧来から有する入会慣習を確認し、これを将来にわたって尊重する。」との条文に対し、国側委員は、「入会慣習を確認し、これを将来にわたって尊重する。」という文言を明文化することに強い抵抗を示した。私は地元側代表委員としてこの条文は入会協定の魂の部分であるとして固執した。昭和36年9月17日、北富士演習場に関する諸問題の解決を図るため、山梨県知事天野久ほか県議会議員と地元市長村長並びに議員、及び旧11ヶ村入会組合の代表等約90名が、貸切バス2台のほか公用車数台で国会議事堂を訪れ、時の藤枝泉介防衛庁長官に面会して、政府において、地元関係住民が旧来の慣習に基づき、北富士演習場内国有入会地に立入り、使用収益してきた慣習を確認するとともに、この慣習を将来にわたって尊重するよう要請したところ、長官も快く引き受け、この旨を記載した覚書を発出してくれた経緯があったからである。このことを国側委員に説明したところ、数ヶ月後の起草委員会で一部修正の上、ようやく念願のとおり決定することができたのである。

地元入会協定起草委員が入会協定案を国に示してから、約15年に及ぶ歳月を経て、昭和63年3月31日、第1次入会協定の締結が実現する運びとなったのであった。

また、平成10年3月、第3次入会協定更改時には、恩賜林組合長から国に対し、現行の林野雑産物損失補償について対地補償方式への移行を申入れたのに対し、国は、現行の補償は、入会慣習に基づいて個人を対象として補償しているもので、対地補償方式移行については大変難しい問題であるが、今後とも地元要望を踏まえ引続き安定的補償に最

大限努めて参りたい、と答えている。

来年3月には、第5次入会協定の更改期が迫っているが、本年1月9日、新たに防衛省が発足し、久間章生防衛庁長官が、初代防衛大臣に就任され、また、9月1日には防衛施設庁が廃止統合されると聞いている。

来年3月の入会協定更改前に防衛施設行政の1つの大きな節目として、地元が要望している現行の林野雑産物損失補償の方式を現実に即した入会地対地補償方式に改めるよう、大きく舵を切っていただきたいと念じている。

私の暮らしは、戦地に赴いた期間を除いて、出生以来90歳になる今日まで、北富士演習場があるこの北富士の入会の原とともにあり、特に成人してからは、この原が演習場として国の施策に協力できることと地元民の入会地としての本来の機能が両立するよう苦心してきた。横浜防衛施設局の皆さんをはじめ防衛施設庁の皆さんは、この富士北麓の住民の苦渋の思いを十分理解し、相容れない2つの土地利用の調整に奔走していただいた。私は、このことに心から深く感謝している。防衛施設庁の組織がなくなろうとも、新たな防衛省が、地元住民の心をおもんばかりながら防衛施設行政を遂行していこうという精神をよき伝統として受け継いでいただけるようお願いしてやまない。